

6 給与支払報告書(総括表)

貝塚市長 あて

令和 年 月 日 提出 (追加・訂正)

変更欄		名称 (フリガナ)	事業種目	
		所在地	受給者総人員 人	
書類送付先	〒	提出市区町村数		報告人員
	〒	特別徴収 住民税を給与から差し引きする人 人		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話番号 - -)	普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人	退職者 乙欄その他(退職者以外)	計 人
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話番号 - -)	普通徴収される場合は切替理由書(兼仕切紙)の添付が必要になります。切替理由書の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となりますのでご注意ください。		
		住民税を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入書の送付は必要です。 必要 納入書を使用して納入 不要 金融機関の納入サービスを利用		

年末調整について
他社(前職)分の給与を含んでいる場合は、必ずその方の摘要欄に前職の情報を記入してください。摘要欄に表示がない場合は、前職分の給与を含んでいないと判断します。

※この総括表は、給与支払報告書(個人別明細書)に添付して1月31日(水)までに提出してください。なおエルタックスで提出される場合または、本市あて給与支払報告書(個人別明細書)がない場合は提出していただく必要はありません。

※他の様式の総括表を使用する場合でも、本市の総括表を添付してご提出ください。

特別徴収義務者指定番号	
法人番号	

〒597-8585
大阪府貝塚市富中1丁目17番1号
貝塚市役所
課税課 市民税担当
TEL 072-433-7250(直通)

※法人番号が空欄の場合は記載してください。

普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)

令和 年 月 日

貝塚市長 あて

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	人
普通徴収合計人数		人

※この切替理由書(兼仕切紙)の下は、個人住民税を給与から特別徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

※この切替理由書(兼仕切紙)の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

<留意点>

- この切替理由書(兼仕切紙)は、普通徴収対象者(特別徴収できない人)の給与支払報告書個人別明細書の上に付けて提出してください。(特別徴収のみの場合は不要)
※提出時の綴り方については下図をご参照ください。
※エルタックスを利用される場合は、切替理由a~dいずれかを摘要欄の最初に入力するとともに、普通徴収欄にチェックを入力してください。その場合、この切替理由書の提出は不要です。
- 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書(兼仕切紙)の合計人数が一致することを必ず確認してください。
- a~dの4項目以外が理由の場合、普通徴収は認められません。
- 上記切替理由と同一の項目が記入されていれば、任意の様式での提出でも構いません。

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内 千		
(摘要)		
a~d	令和6年3月31日退職予定	
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職
災 害 者	乙 欄 特 別 退 職 者	本人が障害者 その他
寡 婦	ひとり 親	勤 労 学 生
中途就 職		退 職
就 職	年	月 日

エルタックス等で提出の際は略号の記載が必要(乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。)

退職予定者は退職予定日を摘要欄に記入してください。

キ
リ
ト
リ
線

個人住民税(市民税・府民税)の特別徴収義務者の指定について(お知らせ)

平素は本市税務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法では、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者(事業主)は、従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、各従業員が1月1日現在にお住まいの市区町村にそれぞれ納めていただく義務が課されています。

大阪府と府内市町村では、平成30年度から法令遵守及び納税者の利便性向上の観点から、原則としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定し特別徴収を徹底しています。

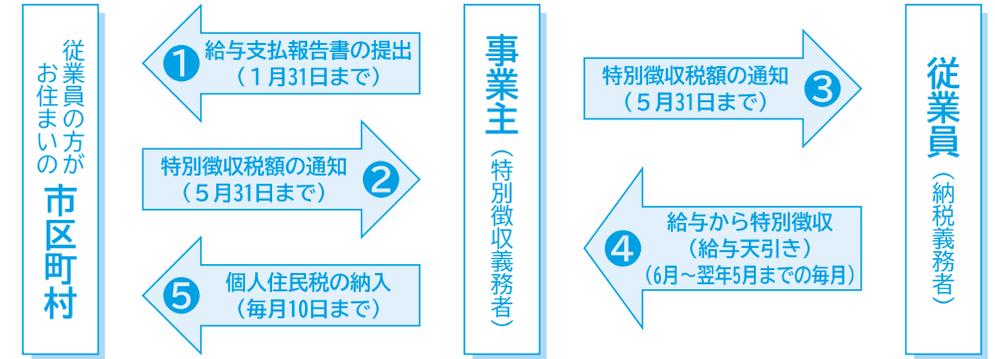
※特別徴収の対象となる従業員には、原則として、正規従業員だけでなく、アルバイト・パートなど、所得税が源泉徴収されている方は、全て含まれます。
ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外(普通徴収)とすることができます。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)

従来、普通徴収による納税となっていた従業員についても、普通徴収とする理由がない方については、特別徴収していただくことになります。

特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

特別徴収制度のしくみ



普通徴収とする場合、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)を記入し、給与支払報告書と一緒に提出する必要があります。提出がない場合、原則としてすべての従業員が特別徴収となります。エルタックス等で提出の際は、同切替理由書の添付は不要ですが、給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄の最初に略号(a~d)を記載するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

給与等を支払った方全員の個人別明細書の作成をお願いします。年の途中で退職した従業員やアルバイトなど、給与の支払いが少額であっても個人別明細書を提出してください。

給与支払報告書等の光ディスク等による提出義務の基準について

平成30年度の税制改正により、令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年の税務署に提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、エルタックスまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

給与支払報告書等の提出は、簡単・便利な電子申告をご利用ください!

エルタックス
eLTAX

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

(※市町村名を入力) 特別徴収

検索